

社会福祉法人博仁会
役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人博仁会（以下「法人」という。）の役員（理事・監事）並びに名誉会長及び顧問（以下、名誉会長及び顧問を「特例役員」という。）に支給する報酬及び費用弁償並びに役員賞与及び役員退職慰労金等（以下「報酬等」という。）の取扱いに関する事項を定めるものである。

2 法令又は定款に定めのある事項以外については、この規程による。

(役員の定義)

第2条 この規程において役員とは、定款に定める方法で選任された役員であって、次に掲げる事項に該当しない者とする。

(1) 法人の設置経営する施設・事業所における長（施設長又は事業所長）又はその他の職員として兼務し、且つその対価として別に定めるところに従い給与の支払を受けている者。

2 この規程において常勤役員とは、前項の条件を満たすとともに、この法人を主たる勤務地とする理事長及び業務執行理事をいい、非常勤役員とは、それ以外の役員及び特例役員をいう。

(報酬等の定義)

第3条 この規程において、報酬とは役員及び特例役員の職務執行の対価として支払われる役員報酬をいい、その体系は、毎月支給する「月次報酬」と業務の都度支給する「業務報酬」とする。

2 この規程において費用弁償とは、役員報酬とは別に、役員がその職務の執行にあって負担した費用を弁償するものをいう。

(決定方法)

第4条 報酬等の支給基準及び額は、評議員会において決定する。

(月次報酬)

第5条 常勤役員には、次に定める月次報酬を毎月支給する。

(1) 理事長 600,000円
(2) 業務執行理事 550,000円

2 非常勤の理事長及び業務執行理事には、次に定める月次報酬を毎月支給する。

(1) 理事長 200,000円
(2) 業務執行理事 100,000円

3 非常勤役員（特例役員を含む。）であっても、当該役員の業務実態と法人への貢献度を斟酌した上で、月次報酬の支給が適当と認められるときは、第4条に基づき評議員会において決定し支給することができる。

4 月次報酬は、常勤役員及び非常勤役員とも原則として報酬一本とし、手当等その他の支給は行わない。

- 5 月次報酬の支給計算の期間は、当月 1 日から同月末日迄とし、次月 15 日に支払うものとする。
- 6 計算期間の途中で新たに役員に就任した場合、又は退任・解任等の場合の当該計算期間の月次報酬は、日割計算により支給する。但し、死亡により退任した場合は、日割り計算は行わず、当該月は満額支給とする。

(業務報酬)

- 第 6 条 非常勤役員（特例役員を含む。）が、次に掲げる職務を行ったときは、原則として業務報酬をその都度支給する。但し、非常勤役員であって、前条第 2 項及び第 3 項により月次報酬の支給を受けている場合は、この限りでない。
- (1) 理事会等の法人内の会議等に参加したとき。但し、同日に複数の会議に出席したときは、主たる会議を支給の対象とする。
 - (2) 理事会等の決議が定款第 28 条第 2 項により行われ、意思を表示したとき。
 - (3) 法人の業務に係る研修等に参加するために出張したとき。この場合の出張とは、宿泊を要せず法人所在地以外へ出向く場合で、東京都内（島部を除く。）の範囲のものをいう。
 - (4) 監事が、その専任業務又は担当業務を法人所在地において執行したとき。
 - (5) 監事が、その専任業務又は担当業務を法人所在地以外において執行したとき。
- 2 業務報酬は、次の通りとする。
 - (1) 前項第 1 号及び第 2 号及び第 3 号の場合　日額 15,000 円及び交通費を支給する。
 - (2) 前項第 4 号及び第 5 号の場合　日額 30,000 円及び交通費を支給する
 - 3 前項の交通費の算定は次による。
 - (1) 第 1 項第 1 号及び第 4 号の場合
当該役員の住所地と法人所在地間における最も経済的な通常の経路及び方法による利用交通機関の路程に応じた実費を予め算定し、業務報酬の支給の都度この額を交通費として支給する。但し、限度額を 5,000 円とする。
 - (2) 第 1 項第 3 号の場合
当該役員の住所地と出張先所在地間における最も経済的な通常の経路及び方法による利用交通機関の路程に応じた実費を支給する。
 - (3) 第 1 項第 2 号及び第 5 号の場合
交通費の支給はしない。

(役員賞与)

- 第 7 条 法人職員に賞与を支給する場合には、常勤役員に対し役員賞与を支給する。
- 2 役員賞与は、原則として、法人の職員の賞与支給時期（期末賞与を除く。）に合わせ、常勤職員の平均の支給月数に月次報酬を乗じた額を支給する。
 - 3 前二項にかかわらず、第 4 条の規定により役員賞与の額を決め、又は役員賞与を支給しないことができる。

(控除金)

- 第 8 条 法人は、役員に支給する月次報酬、業務報酬及び役員賞与から、源泉所得税、住民税及び社会保険料並びに法人の立替金等を控除する。

(費用弁償)

第9条 非常勤役員（特例役員を含む）が、職務の執行に当たって負担した必要かつ合理的な費用は、当該非常勤役員の請求に基づき遅滞なく支払うものとし、また必要があるときは、前払いをすることができる。

(出張旅費)

第10条 常勤役員がその職務のために出張するときは、旅費を支給する。

2 前項の出張及び旅費については、原則として、出張旅費規程に準じるものとする。

(役員退職慰労金)

第11条 常勤役員が役員として4年以上円満に勤務し、任期満了、辞任又は死亡により退任した場合には、評議員会の議決を経て、役員退職慰労金及び功労金を支給することがある。

2 前項の役員退職慰労金を支給する場合は、次の計算式により計算した額とする。

役員係数 × 在任年数 × 基準額

1) 役員係数 役職に応じた次の係数とする。

① 理事長 2.0

② 業務執行理事 1.0

2) 1年未満の在任年数は月割とし、1ヶ月未満は切り捨てる。

3) 基準額は5万円とする。

3 在任中の功績が顕著と認められた役員については、前項により計算した金額のほかに、その50%相当額を超えない範囲内の額を功労金として加算することができる。

(非常勤役員等の特例)

第12条 非常勤役員及び特例役員が当該役員として4年以上円満に勤務し、任期満了、辞任又は死亡により退任した場合には、当該役員の在任中の業績等を考慮し、評議員会の議決を経て、役員退職慰労金若しくは謝礼金等の支給、又は記念品の贈呈を行うことができる。

2 前項の役員退職慰労金又は謝礼金の額等については、この規程によらず、別途評議員会で決定するものとする。

(報酬の改定)

第13条 月次報酬の定期昇給は行わないが、常勤役員の業績を評価し評議員会の議決を経て、月次報酬の基準又は額の改定を行うことがある。

2 前項の改定を行う場合は、原則として2年毎、決算期の3ヶ月後の月に実施する。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が評議員会の議決を経て別に定める。

附 則

1 この規程は、平成14年4月1日制定施行する。

2 平成14年12月 1日一部改正する。

- 3 平成29年 4月 1日一部改正する。
- 4 令和2年12月 2日一部改正する。
- 5 令和4年 9月 1日一部改正する。